

自動車点検基準等の一部を改正する省令案及び 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

自動車の点検に関しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 48 条第 1 項により自動車の使用者に対して定期点検の実施が義務づけられているところ、当該点検の基準については自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号。以下「点検基準」という。）にて定められている。また、国土交通大臣は点検の実施方法等を内容とする手引を作成することとされているところ（車両法第 57 条）、これを踏まえ、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号。以下「点検整備手引」という。）が定められている。

昨年 10 月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したが、スペアタイヤに関することは点検基準に定めがなく、点検が義務づけられていないものであった。

また、一定の大型自動車の使用者には整備管理者の選任が義務づけられており（車両法第 50 条第 1 項）、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、当該整備管理者について研修を行う旨の通知を地方運輸局長から受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならないこととされている（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 46 条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 15 条）。

当該研修については、上記事故が起きたことや保安基準が頻繁に改正されることに鑑みれば、整備管理者が必要な能力を確実に備えるためにこれを確実に定期的に受講することが必要である。

これらのことを踏まえ、スペアタイヤに関することを点検基準に追加してその点検を義務づけるとともに、整備管理者に定期的に研修を受講させることを運送事業者に義務づけるほか、関係省令及び告示について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）点検基準の一部改正

点検基準を改正し、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤ及びその取付装置の状態等（※）を、事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の三月ごとに行う点検項目に追加する。

※ 下記に掲げるものを定めることを検討している。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（2）点検整備手引の一部改正

点検整備手引を改正し、（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定める。

- ・スペアタイヤの取付装置に緩み、がた及び損傷がないかを点検すること
 - ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているか点検すること
 - ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかを点検すること
- 等

(3) 旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正

旅客自動車運送事業運輸規則等について、以下の改正を行う。

- 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、地方運輸局長が行う整備管理者の研修について、運送事業者が次に掲げる者に当該研修を受けさせなければならないことを定める。
 - ・新たに整備管理者となった者
 - ・研修受講後一定期間を経過した整備管理者
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）及び指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）もあわせて改正し、整備管理者と同様自動車の整備に携わる者である整備主任者及び自動車検査員の研修に関しても上記と同様の措置を講ずる。
- 上記のほか、所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成30年5月

施 行：平成30年10月1日